

令和5年度 福島大学大学院地域デザイン科学研究科人間文化専攻入試問題

コース（領域）名	地域文化	科目名	歴史学	受験番号	
----------	------	-----	-----	------	--

以下の問1～3に、解答用紙のそれぞれ指定された範囲内で解答しなさい。（この範囲は最大限の範囲であって、範囲を全て埋める必要はありません。）

問1 江戸時代における「藩」について論じなさい。

問2 下記の語句A～Cのうちから1つを選んで、その語句について説明しなさい。

A 生類憐みの令

B 目安箱

C 百姓一揆

問3 次の史料は、天保14（1843）年7月に江戸幕府から全国に向けて出された勅である。これを読んで、以下の問い（1）・（2）に答えなさい。（史料は一部省略したり、書き改めたりしたところもある。）

史料
浪人体之もの在々多く徘徊致し、ねたりかましき儀等申縣候儀ニ付而者、前々相触置候趣も有之候処、近年右覚之もの横行政し、村々及難儀候趣粗相聞、右者百姓共心得違を以、聊宛之合力を与へ為立退、又ハ止宿をも為致、且領主、地頭ニおゐても、畢竟手數を厭ひ、取締方等閑ニ打過候より、追々超過致し候儀与相聞、良民之難儀不少候条、品ニ寄、最寄奉行所組与力、同心共、又者御代官手附、手代等踏込、召捕候儀も可有之候間、銘々領分、知行限無油断遂穿鑿候儀者勿論、村方ニ而差押候歟、又者立廻り先穿鑿之上訴出候ハヽ、速ニ捕候様可被致候 (中略)右之趣板札ニ認、村々高札場或者村役人之宅前杯江為懸置可申候（後略） 〔幕末御勅書集成 第五卷〕

(1) 傍線部を読み下し文に直しなさい。

(2) この史料からどのようなことが言えるか、説明しなさい。